

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	平成30年3月19日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	平成30年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	30四 議 第74号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	平成30年3月16日(金)		
				会議時間	9時00分～9時59分		
出席委員	委員長 宮本博行			委 員 酒井石			
	副委員長 谷田道子						
	委員 宮崎努						
	委員 平野正						
	委員 今城照喜			欠席委員			
	委員長 上岡正						
その他	議長 矢野川信一						
執行部出席者	総務課長 成子博文			収納対策課長 永橋泰彦			
	総務課長補佐 岡本寿明						
	企画広報課長 田能浩二						
	企画広報課副参事 朝比奈雅人						
	財政課長 町田義彦						
	税務課長 大崎健一						
	税務課長補佐 佐竹大						
事務局	事務局長 中平理恵						
	総務係 橋田五月子						
記 録							
平成30年3月定例会において、本委員会に付託を受けた議案8件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会

●まず、第 23 号議案「四万十市文化複合施設整備検討委員会設置条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：朝比奈企画広報課副参事】

来年度から本格的にスタートする文化複合施設を適切に整備し、円滑な管理運営をなされるよう検討するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づき、市の附属機関として検討委員会を設置するものである。所掌事項は、複合施設の整備検討に関すること、管理運営計画の策定に関すること、前に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項である。委員 20 人以内で組織することとしているが、17 人で構成することを予定している。学識経験者 2 人、市民団体等の代表者又は構成員 7 人、公共団体等の代表者又は構成員 6 人、前に掲げる者のほか市長が必要と認める者 2 人で、任期は 2 年間である。来年度は、基本計画策定に関することを劇場コンサルタントに委託し、そこの調整の中で施設配置や主な骨格について検討していくことが主な用務になっていく。

【質疑：上岡委員】

20 人以内の委員を 17 人にした理由はなにか。

【答弁：朝比奈企画広報課副参事】

当初、学識経験者など 17 人程度で選定しており、上限 20 人以内ということで 20 人にすることは考えておらず、今のところ 17 人でいきたいと思っている。

【質疑：上岡委員】

公共的団体等の代表者又は構成員には、市議会議員を考えているのか。

【答弁：朝比奈企画広報課副参事】

市議会議員の委員は考えていない。

採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決した。

●次に、第 28 号議案「四万十市行政組織条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例」についての審査を行った。

【説明：成子総務課長】

平成 30 年度の機構改革に伴い、市長事務部局と教育委員会事務部局間で分掌事務が移動する条例の一部改正を行うものである。四万十市立学童保育施設の設置及び管理に関する条例は、現在、教育委員会事務部局で行っている学童保育に関する事務が市長部局へ所管が移るものである。四万十市立働く婦人の家条例は、市長事務局にあるものを教育委員会事務部局へ所管が移行し、四万十市男女共同参画推進協議会条例は、市長部局の人権啓発課で所管しているものを教育委員会事務部局へ所管が移行するものである。施行期日は 30 年 4 月 1 日である。

【質疑：上岡委員】

学童の所管はどの課になるのか。

【答弁：成子総務課長】

現在、生涯学習課で所管しているが、今回子育て支援課へ移行することになる。

採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決した。

●次に、第 29 号議案「四万十市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について執行部から説明を受けた。

【説明：成子総務課長】

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、非常勤職員が 2 歳に達するまでの子について育児休業をすることができる場合を定めることに伴い、所要の改正を行うものである。現在、育児休業の取得については、現行、1 歳 6 か月に達する日までとなっているものを法改正に伴い、2 歳に達する日までに対象となるものである。本市の対象は非常勤特別職員となっているので、改正に伴い影響を受ける職員は発生しない。

質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決した。

●次に、第 30 号議案「四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について執行部から説明を受けた。

【説明：成子総務課長】

地方公務員法第 24 条第 1 項による職務給の原則に基づき、職員の給与を、その職務と責任に応じたものにするための職務給の適正化を図るものである。現在 4 級に位置付けられている係長職以外の職、主幹、技幹等を 3 級に切り替えるもので、切り替え対象者には現給保障を行う。対象者の退職手当も 5 年間経過措置を別途改正する。施行期日は 4 月 1 日からである。

【質疑：上岡委員】

3 級に下がる職員数は何人か。

【答弁：成子総務課長】

今の時点で 4 給職の主幹、技幹が 166 名である。

採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決した。

●続いて、第 32 号議案「四万十市職員の退職手当に関する条例及び四万十市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について執行部から説明を受けた。

【説明：成子総務課長】

改正概要は三つあり、一つ目は、雇用保険法等の改正に伴い、同法に基づく失業等の給付に関する失業者に対する退職手当の一部拡充をすることである。市の職員は雇用保険をか

けていないが、失業保険相当の部分に合わせて、雇用保険と比べて退職手当の低い場合は、それを保障することが現行の条例の中にあり、その中の規定を改めるもので、大規模災害等により、やむなく離職しなければならなくなった場合の退職手当の算定日数の60日拡大等や、離職の際の交通費、移転料等を支給対象とすることなどが今回の改正で設けられる。二つ目は国家公務員退職手当法等の改正に準じ、退職手当の支給水準を引き下げ、国家公務員の基準に合わせていくもので、県も準拠している。三つ目は第30号議案で号級を切り替えた者の退職手当の現給保障期間として5年間の経過措置について、それぞれ所要の改正を行うものである。施行期日はそれぞれ4月1日からである。

質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決した。

●次に、第33号議案「四万十市税条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：大崎税務課長】

NPO法人や生産森林組合の法人市民税の減免について、必要な規定を改正するもので、二点改正をする。一点目はNPO法人に対し減免の対象を拡大したものである。これまでNPO法人は公益性が高いということで、現行の条例の中の公益社団法人、公益財団法人、又はこれに類する法人のこれに類する法人に該当させ減免していたが、その減免規定の中で収益事業を合わせて行っているものは除くことになっていたもので、NPO法人の中で介護保険事業を行っているものは対象外となっていた。今回そういった事業を行っていても、本来のNPO活動事業の中でその会計で出たものを使っていくということであれば、減免の対象とするものである。この取り扱い、法人県民税の減免規定の取り扱いに準じたもので県下のほとんどの市が同様の扱いとなっている。もう一点は生産森林組合も今回減免の対象としたことである。生産森林組合は通常の森林組合とは異なり、所有と経営と労働の一致を理念とした森林経営の全てが共同化されるという法人である。設立の背景としては、昭和20年代の市町村合併の旧市町村林の受け皿として、また40年代の入合林の権利と保護として全国的に設立されており、当市も昭和34年と51年に設立された2団体が存在している。森林経営の不振、組合員の高齢化により開店休業状態が続いていることから、これまで課税自体を行っていなかったが、本来は課税をしたうえで減免をするものであることから、今回見直しを行ったものである。

【質疑：宮崎委員】

生産森林組合の県内各市町村実情はどうなっているか。

【答弁：大崎税務課長】

法人県民税ということで同じように県税も課税をされるが、県税も課税をしていない。その根拠も調べたが、これまでこの扱いで行ってきているということで、具体的な根拠ははっきりとわからなかった。実質組織はあるが、活動していないということで、そういった取り扱いになっていったのではないかと思う。森林経営自体が数十年の長い間になるため、一旦

法人を解散することがなかなか難しいので、実態としてそうなっているのではないかと思っている。

他市町村の状況は、黒潮町が条例化している。他の市町村でもあいまいで課税自体をしていないようであるが、きちんと条例化するべきということで今回上程した。

【質疑：宮崎委員】

活動していないのであれば、組織の解散という方向にはならないのか。

【答弁：大崎税務課長】

法人市民税は、その法人が存在するだけで均等割が課税されるので、残っていれば活動していなくても賦課されるようになる。いずれ森林を処分したいという意向があるので、簡単に解散ということにはならないし、全国的には、経営していくことが大変ということで、認可地縁団体（地区）へ移行していくところなども出てきている。

採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決した。

●次に、第36号議案「四万十市鉄道経営助成基金条例の一部を改正する条例」について説明を受け、審査を行った。

【説明：田能企画調整課長】

県と沿線の自治体で基金を造成し、土佐くろしお鉄道の運営資金に対して経営助成をしており、平成30年度から新たに第5次の5か年の基金造成を行う予定である。基金造成を行い、改めて30年度以降の経営助成のあり方について協議をする中で、これまでキャッシュフロー、運営資金に対して経営助成額としていたものを30年度からは当該年度の欠損額に対して助成をすることに変えたものであるが、これまでのキャッシュフロー補助を欠損補助のみに変更すると、鉄道の方の運転資金の確保が難しくなるため、基金を原資として当該年度に貸付、当該年度に償還する短期の貸付金制度を設けるものである。

【質疑：宮崎委員】

今までの経過はどうだったのか。

【答弁：田能企画調整課長】

平成18年度までは欠損補助を行ってきた。運転資金の確保が難しくなってきたので、平成19年度からキャッシュフローに対しての補助を行っている。年度途中で運転資金が最大足りない額に合わせて補助をし、年度末の決算が出た時に差額は返還金で返してもらっていたが、そういった取扱いが適当でないということで、欠損額を明確にそれに対して助成することに変更した。キャッシュフローの時は、その補助で運転資金は賅っていた。

【質疑：上岡委員】

貸付金はあるだけ使えると自分は思うが、そのことについて何かチェックできるのか。

【答弁：田能企画調整課長】

貸付金は、1年間の運転資金のために貸し付けて、年度末には返還してもらう。基金から最終的に出るお金は、欠損の補助分だけである。

【質疑：今城委員】

助成をしている四万十市以外の他市町村も条例が変わるのか。

【答弁：田能企画調整課長】

幡多の事務局を担当している四万十市に経営助成基金を設置しており、その基金に対して各市町村からの負担を積み立てるものであるため、基金の運用自体は四万十市のみである。

採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決した。

●次に、第49号議案「辺地総合整備計画の変更について」執行部から説明を受け、審査を行った。

【説明：町田財政課長】

大川筋勝間川地区へ携帯電話基地局の整備を予定しており、事業実施に当たり有利な起債である辺地対策事業債を活用するため、平成27年12月議会において議決を受けた平成28年度から平成32年度まで5か年の辺地総合整備計画について、その内容を変更し、追加するものである。現計画の辺地総合整備事業債の借入れ見込みは、辺地債全体で20億5千9百万円、この額が増加して20億8千60万円が5か年で発行できる辺地債となる。

【質疑：上岡委員】

5か年計画を変更するが、あと2年待てないという緊急性があるのか。

【答弁：田能企画調整課長】

今回の勝間川地区については、世帯数15世帯で30人を把握しているが、費用対効果の問題も含め一定のまとまりのある地域として、携帯の不感地域を市としても住民のインフラとして整備していく必要があるだろうということである。緊急かどうかは答えづらいところであるが、同地区から数年にわたる要望や住民とこれまで協議をする中で一定方向性が見えたということで、整備を計画したものである。

【質疑：上岡委員】

2年しかたっていないのに変更するのは、相当の緊急性がなければ、始めの計画がおかしかったのではないか。

【答弁：田能企画調整課長】

平成27年度に各課から要望を受けて計画しているが、その段階では、この勝間川地区の携帯基地局についてはまだ想定できていなかった。辺地については有利な起債ということで、5か年の計画の中で新たな辺地債を使える事業が出た場合は、辺地計画の変更をお願いしている。

【答弁：町田財政課長】

辺地計画という一定の計画性の中の財政上の処置であり、前回の計画の全体で消化できたのは30数パーセントであった。携帯基地局は衛星電波によるものはこれまではなかったと思うが、今回普通の携帯基地局ではなく民間事業者の負担のない中で、市が衛星を活用し

た電波を整備し、生活インフラの平準化をという趣旨である。

【質疑：今城委員】

計画の中のレクリエーション施設や消防施設はどういったものか。

【答弁：町田財政課長】

道路は勝間川で勝間川線、手洗川線など3路線を予定しており、レクリエーション施設は、高瀬の公衆用トイレの計画、消防施設はポンプ付き積載車、防災行政無線等の消防施設の整備を計画している。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、総務課から「弔電について」報告を受けた。

【説明：成子総務課長】

弔電を市内では、市政功労者、名誉市民、100歳以上の長寿者に対して行い、市外の対象者は、県選出の国会議員、市選出の県議会議員、他の自治体の首長、議長で、県内10市及び幡多の3町村に対応していくこととなった。それ以外は、公費で支出は行わない。弔電の経費は1件512円で、29年度は全市民に行っている399件の弔電が、今回改めることにより対象となる者が3月15日現在、市の功労者4件、100歳以上10件の合計14件になるので、経費は約8千円弱となる。また、秘書の事務負担の軽減にもなり、今後は守衛で対応できる部分についても考えていくこととしている。周知は4月1日からで、広報は5月からになるが、区長回覧等で周知を行いたい。

●次に、企画広報課から「四万十市公共施設と高知はた農業協同組合施設との複合施設建設に関する基本合意書について」報告を受けた。

【説明：朝比奈副参事】

これまで、研究会を立ち上げ協議を行った結果、7回目の研究会において、四万十市公共施設と高知はた農業協同組合施設との複合施設建築に関し、基本的な合意に至り、近日中に両者において基本合意書を締結することになっている。

質疑なし

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。